

流 福 第 1 2 号  
令和 8 年 4 月 2 7 日

流山市福祉施策審議会  
会長 中 登 様

流山市長 井崎 義治



第 5 期流山市地域福祉計画の策定について（諮問）

社会福祉法第 107 条の規定に基づき令和 4 年 3 月に策定された第 4 期流山市地域福祉計画は、令和 8 年度をもって計画期間が終了します。つきましては、第 5 期流山市地域福祉計画の策定に当たり、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

- ※ 1 社会福祉法第 106 条の 5 に基づき令和 6 年 3 月に策定された流山市生きづらさ包括支援事業実施計画（重層的支援体制整備事業実施計画）について、令和 8 年度をもって計画期間が終了することから、第 2 期流山市生きづらさ包括支援事業実施計画を第 5 期流山市地域福祉計画と一体的に策定します。
- ※ 2 再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づく流山市再犯防止推進計画について、令和 9 年度を初年度とする新規計画として第 5 期流山市地域福祉計画と一体的に策定します。